



## 権利確定条件および取消しに関する IFRS 第 2 号「株式報酬」の改訂

国際会計基準審議会 (IASB) は、2008 年 1 月 17 日、IFRS 第 2 号「株式報酬」の改訂を公表しました。PwC の Richard Davis が、この改訂およびその影響について解説します。

権利確定条件および取消しに関する IFRS 第 2 号「株式報酬」の改訂が、長い検討期間を経て公表されました。これに関する公開草案は 2006 年春に公表されていました。この改訂は、権利確定条件を勤務条件と業績条件に限定するものです。株式報酬の他の特性は、権利確定条件とはなりません。これらの特性は、株式報酬契約に関する付与日の公正価値に含められることになります。すなわち、これらの特性は、将来付与する報酬の数やそれらの権利付与日以後の評価には影響を与えず、付与日の公正価値にのみ影響を与えます。

またこの改訂は、すべての取消しは、それが企業あるいは他の当事者によってなされるものかを問わず、同じ会計処理をしなければならないことも明示しています。すなわち、付与日の公正価値に基づく費用化が加速されることになります。

これらの改訂は、勤務に関連しない条件を含む株式報酬、特に、条件を充足させるかどうかを従業員が選択することができる株式報酬の会計処理に影響を与えることになります。この一般的な例として、従業員が貯蓄制度に関連する一定数の株式あるいは報奨を保有していなければならないという条件が含まれる報奨があります。

1 つの例として、従業員が、貯蓄制度へ 1 か月につき 100 を出資し、これを 5 年間継続することに同意する場合を考えます。この商品は、5 年の貯蓄期間終了時に 180 の利息を保証しています。従業員はいつでも累積した資金を引き出せますが、この 5 年を満了した場合にのみ利息が受取れます。企業に在籍し投資を継続した従業員は、累積した資金  $6.180[(100 \times 12 \times 5) + 180]$  を用いて貯蓄期間の開始時の株価の 80% の行使価格で株式を購入できます。

IFRS 第 2 号の改訂を適用することにより、企業に在籍する要件が権利確定 (勤務) 条件となり、また投資を行う要件が非権利確定条件となります。これは、IFRS 第 2 号の費用に係る付与日の公正価値に、従業員が貯蓄を中止し保有していたオプションを放棄することを選択する影響が含められることを意味します。この評価は、従業員の退職に関するいかなる仮定からも独立しています。従業員が貯蓄を中止した場合、費用の認識は加速されますが、費用の実績値と付与日の公正価値の計算に用いられた仮定との間の差異の調整は行われません。

これは一見、比較的単純な話のように映るかもしれませんが、しかし、これにより費用の変動が増大する可能性があります。過去の経験上、従業員の 25% が在籍してはいるものの貯蓄を中止している場合、当該オプションの価値を単に 25% 減少させるということが良いでしょうか？

残念ながら、それほど単純な話ではありません。従業員の中には株価に関係のない要因により貯蓄の中止を決定する人もいます。この場合、経済的合理性に欠ける行為が、付与日の公正価値に含めなければならない要素に取り入れられることになります。また別の従業員は、当該オプションの価値が消滅し、貯蓄を続けることには価値を見出せないため、貯蓄を中止する可能性もあります。従業員による貯蓄の中止が、当該オプションの価値が消滅した場合に限られるならば、その中止は当該オプションの公正価値の決定に何ら影響を与えないでしょう。

これらの規定を実務で適用する場合には判断が必要になります。財務報告作成者は、それらの判断の根拠となるデータの収集をなるべく早い時期から開始することが重要です。

この改訂は 2009 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が許容されます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: [aratapr@jp.pwc.com](mailto:aratapr@jp.pwc.com)

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.